

# 未入居申立書

年 月 日

新潟市長 殿

(所有者)

住所

氏名

このたび、私が新築し、または取得しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

なお、住宅用家屋証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

## 記

### 1 家屋の表示

所在地 新潟市

家屋番号

### 2 家屋の住居表示

新潟市

### 3 入居予定年月日

年 月 日

### 4 現在の家屋の処分方法

☐持家を売却 ☐持家を賃貸 ☐取り壊す ☐賃貸借契約を解除

☐社宅・寮を退去 ☐親族等の家屋を退去

☐その他 ( )

### 5 入居が登記の後になる理由

☐抵当権設定を急ぐため ☐権利保全のため ☐リフォーム工事を行うため

☐単身赴任のため ☐子どもの学校関係の事情のため

☐その他 ( )